

問題4 法の下での平等に関する次のア～オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 憲法14条1項は、国民に対し法の下での平等を保障した規定であって、同項後段の「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」とは、不合理な差別的取扱いが禁止される事由を限定的に掲げたものである。
- イ 夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称すると定める民法750条の規定は、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、当該規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。
- ウ 父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄であるから、このような事柄をもって日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討することが必要である。
- エ 出生により外国国籍と日本国籍の重国籍となるべき子のうち国外で出生した者には、日本で出生した者と異なり、出生の日から3カ月以内に日本国籍を留保する届出がなければ日本国籍の生来的な取得を認めないとするのは、合理的理由のない差別であり、法の下での平等に反する。
- オ 地方公共団体が売春の取締りについて各別に条例を制定する結果、地域差を理由に、その取扱いに差別が生じることは、憲法が容認するところではない。

- 1 ア・エ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・エ

問題	テーマ	重要度	難易度	正解
4	法の下での平等（憲法）	A	普通	3

ア 妥当でない **基礎** 合格講座講義録【憲法・基礎法学】p. 80～p. 82、合格基本書 p. 25

判例は、「憲法 14 条 1 項は、国民に対し法の下での平等を保障した規定であつて、同項後段列挙の事項は例示的なものである」としている（尊属殺事件／最大判昭 48. 4. 4）。よって、これは「不合理な差別的取扱いが禁止される事由を限定的に掲げたもの」(限定列挙)ではない。

イ 妥当である **基礎** 合格講座講義録【憲法・基礎法学】p. 97、合格基本書 p. 27

そのとおり。判例は、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称すると定める民法 750 条の規定は、「夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない」としている（夫婦別姓訴訟／最大判平 27. 12. 16）。

ウ 妥当である **基礎** 合格講座講義録【憲法・基礎法学】p. 93、合格基本書 p. 26

そのとおり。判例は、「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位でもある。一方、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄である。したがって、このような事柄をもって日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討することが必要である」としている（国籍法 3 条 1 項違憲判決／最大判平 20. 6. 4）。

エ 妥当でない

判例は、「国籍法 12 条は、出生により外国の国籍を取得するとともに同法 2 条 1 号又は 2 号によれば出生時に日本国籍を取得して重国籍となるべき子のうち国外で出生した者について、日本で出生した者と異なり、戸籍法 104 条の定めに従って出生の届出をすべき父母等により出生の日から 3 か月以内に日本国籍を留保する意思表示がその旨の届出によりされなければ……、その出生時から日本国籍を有しないものとすることを定め、その生来的な取得を認めないという区別を設ける」ことは、「合理的理由のない差別には当たらない。……国籍法 12 条は、憲法 14 条 1 項に違反するものではない。」としている（最判平 27. 3. 10）。

オ 妥当でない **基礎** 合格講座講義録【憲法・基礎法学】p. 287

売春取締条例の制定により売春の取扱いが地域によって異なることについて、判例は、憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されることであるから、このような差別は憲法自らが容認するところであるとして憲法に違反しないとしている（売春取締条例事件／最大判昭 33. 10. 15）。

以上より、妥当なものはイ・ウであり、正解は肢 3 となる。